

岩 手 県 報

号 外
平成 16 年 12 月 28 日
火 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

規 則	頁
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（資源循環推進課） 1	
○児童福祉法施行細則及び県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則……………（児童家庭課） 1	
○個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（労政能力開発課） 2	
○県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則……………（建築住宅課） 2	
○知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課） 2	
○岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則……………（ 〃 ） 4	
○会計規則の一部を改正する規則……………（出納局総務課） 5	
○破産法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………（総務室） 5	
○労働組合法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……………（審査調整課） 6	
訓 令	
○岩手県知事部局代決専決規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 7	
○労働組合法の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令……………（審査調整課） 9	
○訓令の受命先の改正……………（人事課） 10	

告 示

○岩手の景観の保全と創造に関する条例第10条及び第16条第1項から第6項までの規定を適用しない行為の指定……………（都市計画課） 10	
医療局管理規程	
○医療局職員奨学資金貸付規程の一部を改正する規程……………10	
企業局管理規程	
○企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程……………10	
県議会訓令	
○岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………11	
人事委員会規則	
○給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則……………11	
人事委員会告示	
○級別職務区分表の一部を改正する告示……………11	
地方労働委員会訓令	
○岩手県地方労働委員会運営規程等の一部を改正する訓令……………11	
○岩手県地方労働委員会あつせん員候補者規程の一部を改正する訓令……………12	
○岩手県地方労働委員会訓令の受命先の改正……………13	
地方労働委員会告示	
○岩手県地方労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程及び岩手県地方労働委員会が保有する個人情報保護に関する規程の一部を改正する告示……………13	

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第103号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和52年岩手県規則第67号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「第7条第5項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に改め、同項第3号中「第7条第5項第4号チ」を「第7条第5項第4号ヌ」に改める。

第17条第2項中「第12条第4項」を「第12条第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

児童福祉法施行細則及び県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第104号

児童福祉法施行細則及び県立学校授業料等条例施行規則の一部を改正する規則

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第1条 児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

別表第1備考4中「里親手当及び保護受託者手当」を「及び里親手当」に改める。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号 削除

（県立学校授業料等条例施行規則の一部改正）

第2条 県立学校授業料等条例施行規則（昭和38年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

様式第2号備考5中「第27条第1項第3号」を「第6条の3」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第105号

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年岩手県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第2条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

第3条第1項第1号中「、生年、住所」を削る。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第106号

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第144号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を削り、同条第6号中「第2条第1項第31号」を「第2条第1項第30号」に、「同項第31号の2」を「同項第31号」に改め、同号を同条第5号とする。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第107号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則（平成9年岩手県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項を次のように改める。

8 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）の施行に関する事務	第9条第1項、第10条第2項（第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第12条第1項	登録及び更新並びに通知
	第11条（第12条第2項において	登録の拒否及び更新の拒否並びに通知

準用する場合を含む。）

第13条第1項及び第15条第1項

届出の受理

第13条第2項において準用する第10条

登録の変更及び通知

第13条第2項において準用する第11条

登録の変更の拒否及び通知

第14条

登録簿の閲覧

第16条

登録の抹消

第17条第1項及び同条第2項において準用する第11条第2項

登録の取消し又は業務停止命令及び通知

第22条第2項

フロン類の回収量等の報告の受理

第23条

指導及び助言

第24条

基準遵守等の勧告及び命令

第43条

報告の徴収

第44条第1項

立入検査

別表第1の8の項の次に次のように加える。

8の2 使用済自動車等の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）附則第19条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法の施行に関する事務

第29条第1項、第30条第2項（第33条第1項において準用する第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第33条第1項において準用する第12条第1項

登録及び更新並びに通知

第31条（第33条第1項において準用する第12条第2項において準用する場合を含む。）

登録の拒否及び更新の拒否並びに通知

第32条第1項及び第3項

第二種フロン類回収業者（フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。）に係る国土交通大臣からの通知の受理

第32条第2項 （同項ただし書を 除く。）及び同 条第4項におい て準用する第30 条第2項	第二種フロン類回収業 者（フロン回収破壊法 第32条第2項の規定に よるものに限る。）の登 録及び通知
第32条第2項た だし書及び同条 第4項において 準用する第31条 第2項	第二種フロン類回収業 者（フロン回収破壊法 第32条第2項の規定に よるものに限る。）に登 録しないことの決定及 び通知
第32条第6項に おいて準用する 同条第2項及び 同条第6項にお いて準用する同 条第4項におい て準用する第30 条第2項	第二種フロン類回収業 者（フロン回収破壊法 第32条第2項の規定に よるものに限る。）の変 更の登録及び通知
第32条第6項に おいて準用する 同条第2項た だし書及び同条第 6項において準 用する同条第4 項において準用 する第31条第2 項	第二種フロン類回収業 者（フロン回収破壊法 第32条第2項の規定に よるものに限る。）の登 録の変更をしないこと の決定及び通知
第32条第7項	登録を受けたものとみ なされた第二種フロン 類回収業者への通知
第33条において 準用する第14条	登録簿の閲覧
第33条において 準用する第16条	登録の抹消
第33条において 準用する第22条 第2項	フロン類の回収量等の 報告の受理
第33条第1項に おいて準用する 第13条第1項及 び第33条第1項 において準用す る第15条第1項	届出の受理
第33条第1項に おいて準用する 第13条第2項に おいて準用する 第30条	登録の変更及び通知

第33条第1項に おいて準用する 第13条第2項に おいて準用する 第31条	登録の変更の拒否及び 通知
第33条第1項に おいて準用する 第17条第1項及 び第33条第1項 において準用す る第17条第2項 において準用す る第31条第2項	登録の取消し又は業務 停止命令及び通知
第33条第2項に おいて準用する 第17条第1項及 び第33条第2項 において準用す る第17条第2項 において準用す る第31条第2項	第二種フロン類回収業 者（フロン回収破壊法 第32条第2項の規定に よるものに限る。）の登 録の取消し又は業務停 止命令及び申請者への 通知
第42条第1項	指導及び助言
第43条第1項、 第4項及び第6 項	基準遵守等の勧告及び 命令
第64条第1項及 び第2項	自動車フロン類管理書 に関する報告の徴収、 勧告及び命令
第70条	報告の徴収
第71条第1項	立入検査

別表第1の9の項中「、第59条、第60条、第61条、第62条」を
削り、

第64条第1項	基準適合勧告
第64条第2項（第73条第3 項において準用する場合を 含む。）	公表
第64条第3項（第73条第3 項において準用する場合を 含む。）	意見の聴取
第65条	基準適合又は措置の命令
第73条第1項、第77条及び 第80条	措置勧告
第73条第1項、第77条及び 第80条	措置勧告
第73条第2項	公表
第73条第3項	意見の聴取

改め、同表10の項中「、汚水等排出施設及び特定保管施設」を「及
び汚水等排出施設」に改め、同表18の2の項を次のように改める。

18の2 使用済自動車
の再資源化等に関する法律
の施行に関する
事務

第19条	指導及び助言
第20条	勧告及び命令
第42条第1項、 第44条第2項、 第53条第1項及 び第55条第2項	登録及び通知
第45条及び第56 条	登録の拒否及び通知
第46条第1項、 第48条第1項 (第59条におい て準用する場合 を含む。)及び第 57条第1項	届出の受理
第46条第2項、 同条第3項にお いて準用する第 44条第2項、第 57条第2項及び 同条第3項にお いて準用する第 55条第2項	登録の変更及び通知
第47条(第59条 において準用す る場合を含む。)	登録簿の閲覧
第49条(第59条 において準用す る場合を含む。)	登録の抹消
第51条第1項、 同条第2項にお いて準用する第 45条第2項、第 58条第1項及び 同条第2項にお いて準用する第 56条第2項	登録の取消し又は事業 停止命令及び通知
第90条第1項及 び第3項	勧告及び命令
第130条第1項	報告の徴収
第131条第1項	立入検査

別表第2 保健所長の款53の項の次に次のように加える。

53の2 薬事法及 び採血及び供血 あつせん業取締 法の一部を改正 する法律(平成 14年法律第96 号)の施行に関 する事務	附則第17条第2 項	高度管理医療機器又は 特定保守管理医療機器 の販売業又は賃貸業の 許可
--	---------------	--

別表第2 岩手県福祉総合相談センター所長の款1の項及び児童
相談所長の款1の項中「第27条第9項」を「第27条第7項」に、
「及び生活指導の措置」を「、生活指導及び就業支援の措置」に
改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公
布する。

平成16年12月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第108号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

岩手県知事部局行政組織規則(平成13年岩手県規則第46号)の
一部を次のように改正する。

第11条第2項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第
8号の次に次の1号を加える。

(9) 岩手県競馬組合の経営改善支援対策に関すること。

第11条第10項第18号中「関すること」の次に「(農林水産企画室
の主管に属するものを除く。)」を加える。

第24条第1項中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号を
第24号とし、第26号を第25号とし、同号の次に次の1号を加える。

(26) 下水道、廃棄物の処理及び清掃に関すること。

第24条第1項中第34号を第35号とし、第28号から第33号までを
1号ずつ繰り下げ、第27号を第28号とし、同号の前に次の1号を
加える。

(27) 使用済自動車の再資源化等に関すること。

第43条第1項第4号及び第45条第4号中「及び保護受託者」を
削る。

第97条第2項の表本庁の款中

室及び課	特命課長	上司の命を受け、部下 の職員を指揮監督し、室 又は課の事務で特に命ぜ られた事務を掌理すると ともに、室長若しくは総 括課長に事故があるとき、又は室長若しくは総 括課長が欠けたときは、 あらかじめ定める順位に より、その職務を代理す る。
農林水産企画 室	特命参事	上司の命を受け、部下 の職員を指揮監督し、室 の事務で特に命ぜられた 事務を掌理するとともに、 室長に事故があるとき、 又は室長が欠けたとき は、当該事務に関し、 その職務を代理する。
室及び課	特命課長	上司の命を受け、部下 の職員を指揮監督し、室 又は課の事務で特に命ぜ られた事務を掌理すると ともに、室長若しくは総 括課長に事故があるとき、 又は室長若しくは総 括課長が欠けたときは、 あらかじめ定める順位に より、その職務を代理す る。

ともに、室長若しくは総括課長に事故があるとき、又は室長若しくは総括課長が欠けたときは、あらかじめ定める順位により、その職務を代理する。

改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第109号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第44条中「第161条第1項第14号」を「第161条第1項第17号」に改め、第21号を第22号とし、第14号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 使用済自動車の再資源化等に係る預託等のために要する経費

第102条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線に接続した電子情報処理組織を使用する方法により入札させることができる。この場合において、契約担当者が指定する日時までに入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させなければならない。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

破産法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第110号

破産法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（岩手県農業改良資金貸付規則の一部改正）

第1条 岩手県農業改良資金貸付規則（昭和31年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

様式第11号（裏）及び様式第13号（裏）中「破産」を「破産手続開始」に改める。

（看護職員修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第2条 看護職員修学資金貸付条例施行規則（昭和37年岩手県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第14条第5項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（農業協同組合法施行細則の一部改正）

第3条 農業協同組合法施行細則（昭和39年岩手県規則第13号）

の一部を次のように改正する。

第27条第1項第5号中「破産宣告書」を「破産手続開始決定裁判書」に改める。

第30条第2号中「破産宣告の請求を」を「破産手続開始の申立てを」に、「破産宣告の請求書」を「破産手続開始の申立書」に、「請求理由書」を「申立理由書」に改める。

様式第31号の注中「添付すること」を「添付してください」に、「破産」を「破産手続開始の決定」に、「破産宣告書」を「破産手続開始決定裁判書」に改める。

（水産業協同組合法施行細則の一部改正）

第4条 水産業協同組合法施行細則（昭和41年岩手県規則第81号）の一部を次のように改正する。

第17条第3号中「破産宣告の請求」を「破産手続開始の申立て」に、「破産宣告を」を「破産手続開始の決定を」に、「破産宣告請求（接受）届」を「破産手続開始申立（決定接受）届」に改める。

様式第21号を次のように改める。

様式第21号（第17条関係）

年 月 日

岩手県知事

様

（ 地方振興局長）

組合（連合会）の住所及び名称

代表理事（代表清算人）氏 名 名 名

破産手続開始申立（決定接受）届

年 月 日 裁判所に対し破産手続開始

を申し立て（ 裁判所から破産手続開始の決定を受け）たので届け出ます。

注1 破産手続開始申立届を提出するときは、破産手続開始申立書の写し及び申立理由書の写しを添付してください。

2 破産手続開始決定接受届を提出するときは、破産手続開始決定裁判書の写しを添付してください。

（A4）

（高等学校校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第5条 高等学校校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則（昭和50年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第9号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（森林組合法施行細則の一部改正）

第6条 森林組合法施行細則（昭和53年岩手県規則第74号）の一部を次のように改正する。

第13条第5号中「破産決定書」を「破産手続開始決定裁判書」に改める。

第27条第2号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

（理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第7条 理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例施行規則（昭和55年岩手県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第7項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（浄化槽法施行細則の一部改正）

第8条 浄化槽法施行細則（昭和60年岩手県規則第79号）の一部

を次のように改正する。

様式第1号の5備考1中「破産」を「破産手続開始の決定」に、「記載すること」を「記載してください」に改め、同様式備考2中「添付すること」を「添付してください」に改める。

様式第7号備考1中「破産」を「破産手続開始の決定」に、「記載すること」を「記載してください」に改め、同様式備考2中「添付すること」を「添付してください」に改める。

（獣医師修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第9条 獣医師修学資金貸付条例施行規則（平成3年岩手県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第15条第5項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第10条 社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例施行規則（平成5年岩手県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項中「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

（消費生活協同組合法施行細則の一部改正）

第11条 消費生活協同組合法施行細則（平成12年岩手県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第13条第6号中「破産の」を「破産手続開始の」に、「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に、「破産申立（宣告接受）届」を「破産手続開始申立（決定接受）届」に改める。

様式第21号中「破産申立（宣告接受）届」を「破産手続開始申立（決定接受）届」に、「破産を」を「破産手続開始を」に、「破産宣告」を「破産手続開始の決定」に、「破産申立書（通知書）」を「破産手続開始申立書（決定裁判書）」に改める。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正）

第12条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成13年岩手県規則第97号）の一部を次のように改正する。

様式第2号備考中「破産」を「破産手続開始の決定」に、「記載すること」を「記載してください」に改める。

（岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正）

第13条 岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）の一部を次のように改正する。

様式第3号（裏）、様式第8号（裏）及び様式第9号（裏）中「破産」を「破産手続開始」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた破産の申立てに係る届出又は報告の義務に関するこの規則による改正前の農業協同組合法施行細則、水産業協同組合法施行細則、森林組合法施行細則及び消費生活協同組合法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

3 施行日前にされた破産の宣告に係る届出の義務に関するこの規則による改正前の看護職員修学資金貸付条例施行規則、農業協同組合法施行細則、水産業協同組合法施行細則、高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則、森林組合法施行細則、理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例施行規則、獣医師修学資金貸付条例施行規則、社会福祉士及び介

護福祉士修学資金貸付条例施行規則及び消費生活協同組合法施行細則の規定の適用については、なお従前の例による。

4 この規則による改正前の岩手県農業改良資金貸付規則、農業協同組合法施行細則、水産業協同組合法施行細則、浄化槽法施行細則、消費生活協同組合法施行細則、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則及び岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

労働組合法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第111号

労働組合法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則（岩手県官報報告規則の一部改正）

第1条 岩手県官報報告規則（昭和32年岩手県規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表5の項中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。（予算規則の一部改正）

第2条 予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

（岩手県地方労働委員会事務局組織に関する規則の一部改正）

第3条 岩手県地方労働委員会事務局組織に関する規則（昭和39年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岩手県労働委員会事務局組織に関する規則

第1条中「岩手県地方労働委員会事務局」を「岩手県労働委員会事務局」に改める。

第3条第1号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め、同条中第18号を第19号とし、第6号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6）労働委員会の規則、訓令等の公布又は公表に関すること。

第4条中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（公有財産規則の一部改正）

第4条 公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号キ中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

（債権の管理に関する規則の一部改正）

第5条 債権の管理に関する規則（昭和39年岩手県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第7号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

（岩手県収入証紙条例施行規則の一部改正）

第6条 岩手県収入証紙条例施行規則（昭和48年岩手県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「岩手県地方労働委員会事務局組織に関する規則」を「岩手県労働委員会事務局組織に関する規則」に改める。

（出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第7条 出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1 地方労働委員会の事務局の款中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（会計規則の一部改正）

第8条 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号キ中「岩手県地方労働委員会事務局組織に関する規則」を「岩手県労働委員会事務局組織に関する規則」に改める。

（知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正）

第9条 知事の権限に属する事務の委任に関する規則（平成9年岩手県規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第6 岩手県地方労働委員会の款中「岩手県地方労働委員会」を「岩手県労働委員会」に改める。

（岩手県知事部局行政組織規則の一部改正）

第10条 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第10条第7項第2号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

（加賀野職員駐車場の管理及び利用に関する規則の一部改正）

第11条 加賀野職員駐車場の管理及び利用に関する規則（平成15年岩手県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

訓 令

岩手県訓令第33号

知事部局

岩手県知事部局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年12月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県知事部局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県知事部局代決専決規程（平成13年岩手県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号の表企画室長、総務室長、産業廃棄物不法投棄緊急特別対策室長又は総合防災室長の項中「担当する」の次に「特命参事、」を加え、同表総合雇用対策監の項の次に次のように加える。

特命参事	室長があらかじめ指定する吏員	
------	----------------	--

第8条第1項第2号及び第3号中「及び課長」を「、課長及び特命参事」に改め、同項第4号中「、課長」の次に「、特命参事」を加える。

第9条に次の1項を加える。

4 第8条の2第2項の規定にかかわらず、農林水産企画室の特命参事にあっては、第1項に定める事項（特に命ぜられた事務に関する事項に限り、同項第5号から第7号までに掲げる事項

を除く。）及び次条に定める事項を専決することができる。

第17条の見出し中「総括課長」の次に「、特命参事」を加え、同条第1項室長専決事項の次に次のように加える。

特命参事専決事項

(1) 岩手県競馬組合の経営改善支援対策に関すること。

第17条第9項総括課長専決事項第12号中「関すること」の次に「（農林水産企画室の主管に属するものを除く。）」を加え、同項特命課長専決事項中第1号を削り、第2号を第1号とする。

別表第2の6の項を次のように改める。

6 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン回収破壊法」という。）の施行に関する事務	第9条第1項、第10条第2項（第12条第2項において準用する場合を含む。）及び第12条第1項	登録及び更新並びに通知
	第11条（第12条第2項において準用する場合を含む。）	登録の拒否及び更新の拒否並びに通知
	第13条第1項及び第15条第1項	届出の受理
	第13条第2項において準用する第10条	登録の変更及び通知
	第13条第2項において準用する第11条	登録の変更の拒否及び通知
	第14条	登録簿の閲覧
	第16条	登録の抹消
	第17条第1項及び同条第2項において準用する第11条第2項	登録の取消し又は業務停止命令及び通知
	第22条第2項	フロン類の回収量等の報告の受理
	第23条	指導及び助言
	第24条	基準遵守等の勧告及び命令
	第43条	報告の徴収
	第44条第1項	立入検査

別表第2の6の項の次に次のように加える。

6の2 使用済自動車のリサイクル等に関する法律（平成14年法律第87号）附則第19条の規定によ	第29条第1項、第30条第2項（第33条第1項において準用する第12条第2項において準用す	登録及び更新並びに通知
---	---	-------------

りなお効力を有することとされる同法附則第18条の規定による改正前のフロン回収破壊法の施行に関する事務	る場合を含む。)及び第33条第1項において準用する第12条第1項		第33条において準用する第16条	登録の抹消
	第31条（第33条第1項において準用する第12条第2項において準用する場合を含む。）	登録の拒否及び更新の拒否並びに通知	第33条において準用する第22条第2項	フロン類の回収量等の報告の受理
	第32条第1項及び第3項	第二種フロン類回収業者（フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。）に係る国土交通大臣からの通知の受理	第33条第1項において準用する第13条第1項及び第33条第1項において準用する第15条第1項	届出の受理
	第32条第2項（同項ただし書を除く。）及び同条第4項において準用する第30条第2項	第二種フロン類回収業者（フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。）の登録及び通知	第33条第1項において準用する第13条第2項において準用する第30条	登録の変更及び通知
	第32条第2項ただし書及び同条第4項において準用する第31条第2項	第二種フロン類回収業者（フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。）を登録しないことの決定及び通知	第33条第1項において準用する第13条第2項において準用する第31条	登録の変更の拒否及び通知
	第32条第6項において準用する同条第2項及び同条第6項において準用する同条第4項において準用する第30条第2項	第二種フロン類回収業者（フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。）の変更の登録及び通知	第33条第1項において準用する第17条第1項及び第33条第1項において準用する第17条第2項において準用する第31条第2項	登録の取消し又は業務停止命令及び通知
	第32条第6項において準用する同条第2項ただし書及び同条第6項において準用する同条第4項において準用する第31条第2項	第二種フロン類回収業者（フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。）の登録の変更をしないことの決定及び通知	第33条第2項において準用する第17条第1項及び第33条第2項において準用する第17条第2項において準用する第31条第2項	第二種フロン類回収業者（フロン回収破壊法第32条第2項の規定によるものに限る。）の登録の取消し又は業務停止命令及び申請者への通知
	第32条第7項	登録を受けたものとみなされた第二種フロン類回収業者への通知	第42条第1項	指導及び助言
	第33条において準用する第14条	登録簿の閲覧	第43条第1項、第4項及び第6項	基準遵守等の勧告及び命令
			第64条第1項及び第2項	自動車フロン類管理書に関する報告の徴収、勧告及び命令
			第70条	報告の徴収
			第71条第1項	立入検査

別表第2の7の項中「、第59条、第60条、第61条、第62条」を削り、

第64条第1項	基準適合勧告
第64条第2項（第73条第3項において準用する場合を含む。）	公表
第64条第3項（第73条第3項において準用する場合を含む。）	意見の聴取
第65条	基準適合又は措置の命令
第73条第1項、第77条及び第80条	措置勧告

を

第73条第1項、第77条及び第80条	措置勧告
第73条第2項	公表
第73条第3項	意見の聴取

に

改め、同表8の項中「、汚水等排出施設及び特定保管施設」を「及び汚水等排出施設」に改め、同表16の2の項を次のように改める。

16の2 使用済自動車 の再資源化等に関する法律 の施行に関する 事務	第19条	指導及び助言
	第20条	勧告及び命令
	第42条第1項、 第44条第2項、 第53条第1項及び 第55条第2項	登録及び通知
	第45条及び第56条	登録の拒否及び通知
	第46条第1項、 第48条第1項 （第59条において 準用する場合を含む。）及び第 57条第1項	届出の受理
	第46条第2項、 同条第3項にお いて準用する第 44条第2項、第 57条第2項及び 同条第3項にお いて準用する第 55条第2項	登録の変更及び通知
	第47条（第59条 において準用す る場合を含む。）	登録簿の閲覧
	第49条（第59条 において準用す る場合を含む。）	登録の抹消
	第51条第1項、 同条第2項にお いて準用する第	登録の取消し又は事業 停止命令及び通知

45条第2項、第 58条第1項及び 同条第2項にお いて準用する第 56条第2項	
第90条第1項及 び第3項	勧告及び命令
第130条第1項	報告の徴収
第131条第1項	立入検査

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

岩手県訓令第34号

知事部局

地方労働委員会事務局

労働組合法の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成16年12月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

労働組合法の一部改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令（職員服務規程の一部改正）

第1条 職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表22の項及び23の項並びに第7条第1項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。（職員安全衛生管理規程の一部改正）

第2条 職員安全衛生管理規程（昭和41年岩手県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第16条第2項第1号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

（知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部改正）

第3条 知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第8条の見出し中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改め、同条第1項中「地方労働委員会の」を「労働委員会の」に、「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改め、同条第2項中「地方労働委員会事務局長」を「労働委員会事務局長」に改め、同条第3項中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

（岩手県地方労働委員会事務局代決専決規程の一部改正）

第4条 岩手県地方労働委員会事務局代決専決規程（昭和53年岩手県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岩手県労働委員会事務局代決専決規程

第1条中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

（岩手県報登載規程の一部改正）

第5条 岩手県報登載規程（平成11年岩手県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改め

る。

（岩手県知事部局代決専決規程の一部改正）

第6条 岩手県知事部局代決専決規程（平成13年岩手県訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第44条の2第4号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

岩手県訓令第35号

地方労働委員会事務局

次に掲げる訓令の受命先中「地方労働委員会事務局」とあるのは、平成17年1月1日以後においては「労働委員会事務局」と読み替えるものとする。

平成16年12月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

- (1) 職員の服務の宣誓に関する規程（昭和26年岩手県訓令第6号）
- (2) 職員被服貸与規程（昭和33年岩手県訓令第42号）
- (3) 日額旅費支給規程（昭和37年岩手県訓令第30号）
- (4) 職員の勤務時間に関する規程（昭和38年岩手県訓令第6号）
- (5) 職員服務規程（昭和40年岩手県訓令第24号）
- (6) 職員安全衛生管理規程（昭和41年岩手県訓令第3号）
- (7) 知事の権限に属する事務の補助執行に関する規程（昭和41年岩手県訓令第29号）
- (8) 職員賠償責任等審査委員会規程（昭和44年岩手県訓令第21号）
- (9) 公用車運行管理規程（昭和44年岩手県訓令第22号）
- (10) 岩手県地方労働委員会事務局代決専決規程（昭和53年岩手県訓令第8号）
- (11) 職員の職務発明等に関する規程（昭和53年岩手県訓令第18号）
- (12) 岩手県職員研修規程（平成15年岩手県訓令第24号）

告 示

岩手県告示第939号

岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成5年岩手県規則第74号）第9条第12号の規定により、岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）第11条（同条例第16条第7項において準用する場合を含む。）の規定により同条例第10条及び第16条第1項から第6項までの規定を適用しない行為を次のとおり指定し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

岩手県知事 増 田 寛 也

平泉の自然と歴史を生かしたまちづくり景観条例（平成16年平泉町条例第6号）第12条第1項及び第17条の規定により平泉町長に届け出て行う行為

医 療 局 管 理 規 程

岩手県医療局管理規程第32号

医療局職員奨学資金貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年12月28日

岩手県医療局長 千 葉 弘

医療局職員奨学資金貸付規程の一部を改正する規程

医療局職員奨学資金貸付規程（昭和40年岩手県医療局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第6号中「破産の宣告」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

岩手県企業局管理規程第13号

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年12月28日

岩手県企業局長 邨 野 善 義

企業局企業職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する規程

企業局企業職員の勤務時間に関する規程（昭和43年岩手県企業局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「、勤務時間」を「、第1号に規定する勤務時間中に45分の休憩時間及び15分ずつ2回の休憩時間を、第2号に規定する勤務時間中に15分ずつ2回の休憩時間を、第3号に規定する勤務時間」に改め、同項ただし書を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 午後4時15分から午後10時15分まで
- (3) 午後10時から翌日の午前9時まで

第2条の6を第2条の7とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児等に係る職員の勤務時間の割振りの特例）

第2条の8 育児、介護又は通勤による心身の負担が大きいと認められる常勤の職員（第2条第5項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）で別に定めるものから申出があつた場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、所属長は、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。

- (1) 午前8時から午後4時45分まで
- (2) 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 午前9時から午後5時45分まで

2 前項第1号に規定する勤務時間中に午後零時15分から45分の休憩時間並びに正午から、及び午後4時30分からそれぞれ15分の休憩時間を、同項第2号に規定する勤務時間中に第2条第2項の規定による休憩時間及び休憩時間を、前項第3号に規定する勤務時間中に午後零時15分から45分の休憩時間並びに正午から、及び午後5時30分からそれぞれ15分の休憩時間を置く。

第2条の5を第2条の6とし、第2条の4を第2条の5とし、第2条の3の次に次の1条を加える。

（夜間における業務に従事する職員の勤務時間の割振り）

第2条の4 夜間における業務による心身の負担が大きいと認められる職員（第2条第5項の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。以下この条において同じ。）から申出があつた場合

において業務の状況を考慮して所属長が必要と認めるとき又は職員を夜間における業務に従事させるために所属長が必要と認める場合において当該職員の同意を得たときの勤務時間の割振りは、所属長の定めるところにより、勤務1日につき休憩時間を除き8時間とする。

- 2 前項の規定により勤務時間を割り振る場合の勤務の開始時刻は、午前8時30分から午後1時までの間で定めるものとする。
- 3 前2項の規定により割り振られた勤務時間中に、午後零時15分から45分の休憩時間並びに正午から、及び勤務の終了時刻の15分前からそれぞれ15分の休憩時間を置く。ただし、勤務の開始時刻が正午以後である職員にあつては、所属長の定めるところにより、45分の休憩時間及び15分ずつ2回の休憩時間を置く。

附 則

この規程は、平成17年1月1日から施行する。

県 議 会 訓 令

岩手県議会訓令第5号

事務局

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年12月28日

岩手県議会議長 藤 原 良 信

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（育児等に係る職員の勤務時間の割振りの特例）

第5条の2 育児、介護又は通勤による心身の負担が大きいと認められる職員（別に定める職員を除く。）で別に定めるものから申出があつた場合において公務の運営に支障がないと認めるときは、所属長は、次に掲げる勤務時間のいずれかを割り振ることができる。

- (1) 午前8時から午後4時45分まで
- (2) 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 午前9時から午後5時45分まで

- 2 前項第1号に規定する勤務時間中に午後零時15分から45分の休憩時間並びに正午から、及び午後4時30分から15分ずつの休憩時間を、同項第2号に規定する勤務時間中に午後零時15分から45分の休憩時間並びに正午から、及び午後5時から15分ずつの休憩時間を、同項第3号に規定する勤務時間中に午後零時15分から45分の休憩時間並びに正午から、及び午後5時30分から15分ずつの休憩時間を置く。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

岩手県人事委員会

委員長 高 橋 健 之

岩手県人事委員会規則第40号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の款本庁の項中

総合雇用 対策監	を	総合雇用 対策監 特命参事	に改める。
-------------	---	---------------------	-------

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

岩手県人事委員会告示第6号

級別職務区分表（昭和60年岩手県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正し、平成17年1月1日から施行する。

平成16年12月28日

岩手県人事委員会

委員長 高 橋 健 之

1の表知事の事務部局の款本庁の項中

総合雇用 対策監	総合雇用 対策監	を	総合雇用 対策監 特命参事	総合雇用 対策監 特命参事	に改める。
-------------	-------------	---	---------------------	---------------------	-------

地 方 労 働 委 員 会 訓 令

岩手県地方労働委員会訓令第5号

地方労働委員会事務局

岩手県地方労働委員会運営規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年12月28日

岩手県地方労働委員会

会長 大 山 宏

岩手県地方労働委員会運営規程等の一部を改正する訓令

（岩手県地方労働委員会運営規程の一部改正）

第1条 岩手県地方労働委員会運営規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岩手県労働委員会運営規程

第1条中「岩手県地方労働委員会」を「岩手県労働委員会」に改める。

（岩手県地方労働委員会事務局代決専決規程の一部改正）

第2条 岩手県地方労働委員会事務局代決専決規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岩手県労働委員会事務局代決専決規程

第1条中「岩手県地方労働委員会事務局」を「岩手県労働委員会事務局」に改める。

第5条第1号中「岩手県地方労働委員会」を「岩手県労働委員会」に改める。

(岩手県地方労働委員会公印規程の一部改正)

第3条 岩手県地方労働委員会公印規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岩手県労働委員会公印規程

第1条中「岩手県地方労働委員会事務局」を「岩手県労働委員会事務局」に改める。

第2条第1項の表1の項中「岩手県地方労働委員会会長」を「岩手県労働委員会会長」に改め、同表2の項中「岩手県地方労働委員会審査委員長」を「岩手県労働委員会審査委員長」に改め、同表3の項中「岩手県地方労働委員会審査委員」を「岩手県労働委員会審査委員」に改め、同表4の項中「岩手県地方労働委員会調停委員長」を「岩手県労働委員会調停委員長」に改め、同表5の項中「岩手県地方労働委員会仲裁委員長」を「岩手県労働委員会仲裁委員長」に改め、同表6の項中「岩手県地方労働委員会事務局長」を「岩手県労働委員会事務局長」に改め、同表7の項中「岩手県地方労働委員会事務局審査調整課長」を「岩手県労働委員会事務局審査調整課長」に改め、同表8の項中「岩手県地方労働委員会」を「岩手県労働委員会」に改める。

様式第2号中「(第9条関係)」を「(第8条関係)」に改める。
(岩手県地方労働委員会が保有する行政文書の管理に関する規
程の一部改正)

第4条 岩手県地方労働委員会が保有する行政文書の管理に関する規程（平成11年岩手県地方労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岩手県労働委員会が保有する行政文書の管理に関する規程

第1条中「岩手県地方労働委員会」を「岩手県労働委員会」に改める。

第2条中「岩手県地方労働委員会事務局」を「岩手県労働委員会事務局」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

岩手県地方労働委員会訓令第6号

地方労働委員会事務局

岩手県地方労働委員会あつせん員候補者規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年12月28日

岩手県地方労働委員会

会長 大 山 宏

岩手県地方労働委員会あつせん員候補者規程の一部を改正
する訓令

岩手県地方労働委員会あつせん員候補者規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岩手県労働委員会あつせん員候補者規程

第1条中「岩手県地方労働委員会」を「岩手県労働委員会」に改める。

様式第1号から様式第2号の2までの様式中「岩手県地方労働委員会」を「岩手県労働委員会」に改める。

様式第 3 号及び様式第 3 号の 2 を次のように改める。

様式第3号 (第3条関係)

あつせん員候補者名簿

氏 名		委 嘱 年 月 日	年 月 日
職業及び 勤務先			
経験及び 経歴			

(A 4)

様式第3号の2 (第3条関係)

あつせん員候補者名簿（個別）

[illegible]

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

岩手県地方労働委員会訓令第7号

地方労働委員会事務局

次に掲げる訓令の受命先中「地方労働委員会事務局」とあるのは、平成17年1月1日以後においては「労働委員会事務局」と読み替えるものとする。

平成16年12月28日

岩手県地方労働委員会

会長 大 山 宏

- (1) 岩手県地方労働委員会運営規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第1号）
- (2) 岩手県地方労働委員会あつせん員候補者規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第2号）
- (3) 岩手県地方労働委員会事務局代決専決規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第3号）
- (4) 岩手県地方労働委員会公印規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第5号）
- (5) 岩手県地方労働委員会が保有する行政文書の管理に関する規程（平成11年岩手県地方労働委員会訓令第2号）

地方労働委員会告示

岩手県地方労働委員会告示第7号

岩手県地方労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程及び岩手県地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成16年12月28日

岩手県地方労働委員会

会長 大 山 宏

岩手県地方労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程及び岩手県地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示

（岩手県地方労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程の一部改正）

第1条 岩手県地方労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程（平成11年岩手県地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岩手県労働委員会が保有する行政文書の開示に関する規程

第1条中「岩手県地方労働委員会」を「岩手県労働委員会」に改める。

（岩手県地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正）

第2条 岩手県地方労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成13年岩手県地方労働委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岩手県労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程

第1条中「岩手県地方労働委員会」を「岩手県労働委員会」に改める。

様式第1号から様式第5号までの様式中「岩手県地方労働委員会」を「岩手県労働委員会」に改める。

附 則

この告示は、平成17年1月1日から施行する。

岩手県報 号	外	発行日	毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）
平成16年12月28日	印 刷		
平成16年12月28日	発 行	購読料	1 箇月 3,400円（送料共）
発 行 人	岩 手 県	印 刷 者	岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
		印刷兼発売所	岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社